

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法律〕

○恩給法の一部を改正する法律(六)

○半島振興法の一部を改正する法律(七)

○山村振興法の一部を改正する法律(八)

○児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(九)

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律(一〇)

### 〔政令〕

○総務省組織令の一部を改正する政令(七六)

○厚生労働省組織令の一部を改正する政令(七七)

○農林水産省組織令の一部を改正する政令(七八)

○国土交通省組織令の一部を改正する政令(七九)

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令(八〇)

○恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令(八一)

○国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令(八二)

○地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令(八三)

○証人等の被審についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(八四)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令(八五)

○小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令(八六)

○水先法施行令の一部を改正する政令(八七)

○電気通信基盤充実臨時措置法第六條第二号の資金の貸付けを定める政令の一部を改正する政令(八八)

○自然公園法施行令の一部を改正する政令(八九)

○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令(九〇)

○薬事法関係手数料令(九一)

○国民年金法による改定率の改定等に関する政令(九二)

### 〔府令〕

○防衛施設庁組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府三二)

### 〔省令〕

○遺族国庫債券の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令(財務二〇)

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五條第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令(同二一)

○証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部を改正する省令(同二二)

○財政融資資金預託金取扱規則等の一部を改正する省令(同二三)

○薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令(厚生労働五二)

○動物用医薬品等手数料規則(農林水産四〇)

○小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令(経済産業三三八)

### 〔告示〕

○自然公園法施行令附則第三項に規定する指定区域の一部を改正する件(環境二五)

### 本号で公布された法令のあらまし

◇恩給法の一部を改正する法律(法律第六号)(総務省)

1 恩給権者に係る失権等の届出義務に関する規定を削除することとした。(恩給法第九條ノ三関係)

2 恩給権者が死亡した場合における未支給金の請求について、未支給金を受ける権利を有する相続人等の同順位者が二人以上あるときは、そのうちの一人がした請求は全員のためその全額につきしたものとみなすこととし、従来義務付けていた総代理者選任届の提出を廃止することとした。(恩給法第一〇條ノ三関係)

3 失権等の届出義務違反者に対する過料に関する規定を削除することとした。(恩給法第八二條ノ四関係)

4 普通恩給又は扶助料で、かつて一時恩給等を受けたことにより一定額が控除された金額をもってその年額とされているものについて、平成一七年四月分以降、当該控除を行わないこととした。(改正法附則第三條関係)

5 この法律は、平成一七年四月一日から施行することとした。

◇半島振興法の一部を改正する法律(法律第七号)(国土交通省)

1 半島振興法の目的に半島地域の自立的発展を追加することとした。(第一條関係)

2 関係都道府県知事の作成する半島振興計画に定める事項として、国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項並びに水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む)その他の災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項を追加することとした。(第四條関係)

3 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域における高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実、半島振興対策実施地域における農林水産業の振興並びに観光その他の半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をすることとした。(第一三條、第一三條の二及び第一五條の二関係)

◇証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部を改正する省令(同二二)

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正)

第四條 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成十七年政令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「平成十一年四月」を「平成十七年四月」に、「十三万九千六百円」を「十三万五千五百四十円」に、「五万五千五百円」を「五万五千円」に、「四万八千五百円」を「四万六千六百五十円」に、「三万四千三百三十円」を「三万三千三百三十円」に、「二万七千二百二十円」を「二万六千七百二十円」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十七年四月以降の月分の児童扶養手当については、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成十七年法律第九号)第一項の規定の適用がある場合においては、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令(附則第四條において「新令」といふ)第二条の四第二項中「〇・〇・一八六一」とあるのは、「〇・〇・一八四九三」とする。

第三条 平成十七年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

第四条 新令第五條の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童扶養手当法第十二條第二項の規定による返還について、適用する。

2 平成十七年三月以前の月分の児童扶養手当の返還については、新令第五條の二第二項の規定により返還することとなる金額が第一条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令第五條の二第二項に規定する金額を超える場合(児童扶養手当法第十二條第二項第一号に規定する所得が、同令第二条の四第二項の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の中欄に定める額未満である場合に限る)には、新令第五條の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生労働大臣 尾辻 秀久  
内閣総理大臣 小泉純一郎

薬事法関係手数料令をここに公布する。  
御名 御璽

平成十七年三月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第九十一号

薬事法関係手数料令

内閣は、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二十三條(同法第四十條の三において準用する場合を含む)、第七十八條第一項及び第二項並びに第八十二條の規定に基づき、薬事法関係手数料令(平成十二年政令第六十七号)の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章 国に納める手数料第一條第十五條  
第二章 独立行政法人医薬品医療機器総合機構に納める手数料(第十六條・第十七條)

附則

第一條 国に納める手数料

(製造販売業の許可の申請に係る手数料の額)

第一項 第一号に掲げる者(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売に係る許可)の額は、二万五千八百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合(以下「電子情報処理組織を使用する場合」といふ)にあつては、二万五千六百円)とする。

第二條 法第七十八條第一項第二号に掲げる者(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売に係る許可の更新を申請する者に限る)が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万三千五百円(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、一万三千二百円)とする。

(製造業の許可の申請に係る手数料の額)

第三條 法第七十八條第一項第三号に掲げる者(次項に規定する者を除く)が同条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 医薬品の製造に係る許可(第三号に掲げるものを除く) 二万七千三百円
- 二 医療機器の製造に係る許可(次号に掲げるものを除く) 二万七千三百円
- 三 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る許可 二万五千八百円(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二万五千六百円)

2 法第七十八條第一項第三号に掲げる者(法第十三條第六項の許可の区分の変更又は追加の許可の申請をする者に限る)が法第七十八條第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 医薬品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可(第三号に掲げるものを除く) 二万六千二百円
- 二 医療機器の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可(次号に掲げるものを除く) 二万六千二百円
- 三 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可 二万五千八百円(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二万五千六百円)

(製造業の許可の更新の申請に係る手数料の額)

第四條 法第七十八條第一項第四号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 医薬品の製造に係る許可の更新(第三号に掲げるものを除く) 二万六千二百円
- 二 医療機器の製造に係る許可の更新(次号に掲げるものを除く) 二万六千二百円
- 三 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る許可の更新 一万三千五百円(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、一万三千二百円)

(外国製造業者の認定の申請に係る手数料の額)

第五條 法第七十八條第一項第五号に掲げる者(次項に規定する者を除く)が同条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 医薬品の製造に係る認定(第四号に掲げるものを除く) 一万九千四百円
- 二 医薬部外品の製造に係る認定(第四号に掲げるものを除く) 一万九千四百円
- 三 医療機器の製造に係る認定(次号に掲げるものを除く) 一万九千四百円
- 四 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る認定 二万五百円(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二万三百円)

2 法第七十八條第一項第五号に掲げる者(法第十三條の三第三項において読み替えて準用する法第十三條第六項の認定の区分の変更又は追加の認定の申請をする者に限る)が法第七十八條第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る認定の区分の変更又は追加の認定(次号に掲げるものを除く) 一万九千四百円
- 二 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る認定の区分の変更又は追加の認定 二万五百円(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二万三百円)

3 前二項に規定する者に係る法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八條の三第一項の認定の申請につき、農林水産大臣が、法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第八十三條第五項(法第十三條の三第三項において準用する場合に限る)の規定による実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の前二項に規定する者に係る法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八條第一項の政令で定める手数料の額は、第一項第四号又は前項第二号の規定にかかわらず、これらの規定に定め

る額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。